

条例全文（足柄下郡）

団体等	箱根町 箱根町自治基本条例 平成20年9月18日 条例第14号	真鶴町 真鶴町自治基本条例 平成26年12月12日 条例第24号	湯河原町 湯河原町自治基本条例 平成18年12月1日 条例第27号
構成	<p>前文 第1章 総則(第1条～第3条) 第2章 自治の基本理念(第4条) 第3章 自治の基本原則(第5条・第6条) 第4章 自治の担い手(第7条～第13条) 第5章 情報共有のための制度(第14条・第15条) 第6章 行政運営(第16条～第24条) 第7章 住民投票制度(第25条) 第8章 その他(第26条～第28条) 附則</p>	<p>前文 第1章 総則 (第1条～第6条) 第2章 基本構想等 (第7条) 第3章 町民参加 (第8条～第11条) 第4章 組織 (第12条) 第5章 条例の見直し (第13条) 附則</p>	<p>前文 第1章 総則(第1条～第3条) 第2章 町民、議会、町の責務等(第4条～第6条) 第3章 情報の共有(第7条～第10条) 第4章 町民の参加(第11条・第12条) 第5章 行政運営の原則(第13条～第16条) 第6章 条例の位置付け及び見直し(第17条・第18条) 附則</p>
前文	<p>私たちのまち「天下の嶮(けん) 箱根」は、富士を映す名鏡芦ノ湖や美しい山なみを中心とした四季折々の一大自然美、古くから東海道の要衝であった箱根関所をはじめとする歴史的文化遺産、更には豊かな温泉に恵まれた国際観光地です。 今日ある箱根は、先人の英知とたゆみない努力により、町民のみならず、訪れる多くの人に愛され発展してきました。 この恵まれた自然環境、積み重ねてきた歴史、そして培われた文化を次代に継承し、今まで以上に住んで良いまち、訪れて良いまちにしていくためには、町民、町議会及び町が、より一層関係を深め、協力してまちづくりを行う必要があります。 このような認識のもと、町民が主体のまちづくりの実現を目指し、本町の自治の基本を定める規範として、ここに箱根町自治基本条例を制定します。</p>	<p>真鶴町は、これまで、町民、議会、町長その他の執行機関、そして町を愛する町外の協力者が連携し、町民の幸せな暮らしを実現するため、福祉、健康、医療、教育、産業等の分野に、独自性をもった施策を行ってきました。しかしながら、人口減少、環境保護、経済基盤の強化等、町の直面する諸問題解決に向けて、より一層、町民の意思に基づいた取組みが求められています。 このような認識のもと、真鶴町は、町民自らが地域のことを考え、積極的に協働し、議会と町長による町民主体の町政を実現することを目指し、その基本となる理念や原則を明らかにするため、この条例を制定します。</p>	<p>東に相模灘を望み、他方を緑深い山々に包まれ、ほたる舞う二つの川の流れる湯河原町は、万葉集に詠まれ、古くから名湯として伝えられる湯量豊かな温泉と四季を通じ温暖な気候に恵まれ、多くの文人墨客に愛された観光地として、また、人と人とのふれあいを大切にし、歴史や文化、教養を尊ぶ「やすらぎの里」として発展してきました。 本町の観光資源である温泉、史跡、産業や海、山、川などの優れた自然環境といったかけがえのない財産を守り、はぐくみながら次の世代に引き継ぎ、誰もが暮らしやすい町、国の内外から訪みたいと思われる四季彩のまち・湯河原にしていくことが、私たち町民の務めです。 そのためには、自治の主役である町民と議会と町の三者が、お互いの責任と役割を自覚し、協働するとともに、この町にかかる様々な人々と協力し合いながらまちづくりを進めることができます。 町民が、自ら我が町に誇りを持ち、湯河原町が町の内外の人々から愛され、親しまれる町へとなっていくことを願い、ここにこの条例を制定します。</p>
第1条	(目的)	(目的)	(目的)
	第1条 この条例は、本町における自治の基本理念を明らかにするとともに、町民、町議会及び町の果たすべき役割や行政運営に関する基本的事項を定めることにより、自治の推進を図ることを目的とします。	第1条 この条例は、真鶴町における自治の基本理念や基本原則を明らかにするとともに、自治運営の基本的事項を定め、町民、議会、町長及び執行機関が協働して生活基盤の充実や経済基盤を強化することにより、町民主体の町政を実現することを目的とする。	第1条 この条例は、本町の自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本的事項を定めることにより、町民、議会及び町が協働してまちづくりを進めることを目的とする。
第2条	(条例の位置付け)	(基本理念)	(定義)
	第2条 この条例は、本町の自治の基本理念を定めた最高規範であり、他の条例などの制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の内容を基本とします。	第2条 自治に関する基本理念は、次のとおりとする。 (1) 町民が真鶴町の豊かな自然と歴史に誇りと愛着を持つとともに、自然環境、生活環境及び歴史的文化的環境を守り、町民の幸せな暮らしを実現すること。 (2) 町民の誰もが主体的に社会参加をできるよう、家族、隣住所や地域の人たちが思いやり、支え合うこと。 (3) 町民が人の命を大切に思い、助け合うことにより、安全な暮らしを実感できること。 (4) 町民が町の産業を振興し、経済活動が活性化することにより、雇用の促進を図り経済基盤を強化すること。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 町民 湯河原町で生活する者、働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。 (2) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。 (3) 協働 町民、議会及び町が、お互いの責任と役割を自覚し、それぞれが自主性を尊重し、対等な立場でまちづくりに取り組むことをいう。
第3条	(用語の定義)	(基本原則)	(自治の基本理念)
	第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 住民 町内に住所を有する者をいいます。 (2) 町民 住民、町内に別荘を有する者、町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び活動するものをいいます。 (3) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (4) まちづくり 町民一人ひとりが日々幸せを実感できるまちにしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。 (5) 町政 町議会及び町の活動をいいます。	第3条 自治に関する基本原則は、次のとおりとする。 (1) 町民、議会、町長及び執行機関は、それぞれ基本理念の実現を目指し、その責務及び協働により町民主体の町政を進めること。 (2) 町民、議会、町長及び執行機関は、町民主体の町政を実現するために必要な情報を共有すること。	第3条 自治は、町民、議会及び町が、湯河原町町民憲章の精神を尊重するとともに、それぞれに果たすべき責任を自覚し、役割を分担しながら、協働してまちづくりを進めることを基本とする。
第4条	(自治の基本理念)	(町民の権利)	(町民の権利)及び責務
	第4条 本町の自治は、次に掲げることを基本理念とします。 (1) 町民一人ひとりを尊重し、町民が主体のまちづくりを進めること。 (2) 町民、町議会及び町は、それぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に補完し、協働でまちづくりを進めること。	第4条 町民は、町政に参加する権利を有する。	第4条 町民は、町の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。 2 町民は、まちづくりの主役であることを自覚し、積極的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

(参加の原則)			(町民の責務)	(議会等の役割及び責務)
第5条	第5条 町民は、まちづくりに参加することを原則とします。	第5条 町民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、互いの意見や行動を尊重しなければならない。	第5条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される町の重要な政策を決定する議決機関である。 2 議会は、町の行財政の運営及び事務事業が、まちづくりを進めるに当たり適法で適正に、かつ、民主的で効率的に行われているかを調査し、及び監視しなければならない。 3 議員は、町民の代表として全町的な視野に立って、まちづくりにかかわらなければならない。	
(情報共有の原則)			(議会、町長及び執行機関の責務)	(町等の責務)
第6条	第6条 町民、町議会及び町は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。	第6条 議会は、議決機関として、町民の意思を把握し、町政に反映させるとともに、町の行政運営を監視する役割を果たさなければならない。 2 町長は、真鶴町を代表し、町政を統轄する者として、町民の意思を反映させて自治を推進するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 3 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。	第6条 町は、自治の基本理念に基づき、町民による主体的な活動を支援し、 協働 してまちづくりを進めなければならない。 2 町は、町政運営への町民の参加を促進するとともに、町民の声を施策に反映するよう努めなければならない。 3 町長は、町政の代表者として公正かつ誠実に町政を運営し、まちづくりを進めなければならない。 4 職員は、効率的に職務を遂行し、町民との信頼関係を築きながら、まちづくりの推進及び支援に努めなければならない。	
(町民の権利と責務)			(基本構想等)	(情報の共有)
第7条	第7条 町民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営む 権利 があります。 2 町民は、まちづくりに関する情報を知る 権利 を有するとともに、参加する 権利 があります。 3 町民は、まちづくりへの参加に当たり、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。 4 町民は、町政に関する認識を深めるよう努めます。	第7条 町長は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、基本構想及びこれを具体化するための方針又は計画（以下これらを「基本構想等」という。）を策定しなければならない。 2 町長は、基本構想等を策定する場合には、この条例を遵守しなければならない。 3 町長は、行政分野別の計画を策定するときは、第1項の基本構想に即して定めなければならない。	第7条 町民、議会及び町は、情報を共有することを基本にまちづくりを進めるものとする。	
(子どもの参加)			(情報公開等)	(情報の公開及び提供)
第8条	第8条 町は、子どものそれぞれの年齢にふさわしい参加により、まちづくりを推進します。	第8条 議会、町長及び執行機関は、その保有する情報を別に条例で定めるところにより公開し、町民の生活に必要な情報を積極的に提供するよう努めなければならない。 2 議会、町長及び執行機関は、町民の 権利 利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、その保有する個人情報を適正に保護しなければならない。 3 議会、町長及び執行機関は、情報の提供を行うに当たっては、その内容が町民に容易に理解されるように努めなければならない。	第8条 町は、町の保有するまちづくりに関し必要な情報を積極的に公開し、提供するよう努めなければならない。	
(事業を営むものの役割と責務)			(町民からの意見聴取)	(説明責任)
第9条	第9条 事業を営むものは、地域社会の一員であることを認識し、地域との調和を図りながらまちづくりに参加します。 2 事業を営むものは、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮します。	第9条 町長は、重要な計画及び政策を検討するときは、広く町民の意見を聴取する機会を設けるよう努めなければならない。	第9条 町は、施策の立案、決定及び実施に当たって、その内容、必要性等を分かりやすく町民に説明する責任を有する。	
(地域コミュニティ)			(町民主体の町政に関する提案)	(個人情報の保護)
第10条	第10条 町民、町議会及び町は、地域社会を多様に支える自主的かつ自立的な地域コミュニティ（居住地を単位とした自治会やテーマ別に活動しているボランティア団体などをいいます。以下同じです。）の役割を尊重します。 2 町は、地域コミュニティに対し、その活動を促進するため必要に応じて支援します。	第10条 町民は、町長に対し、町民主体の町政実現に向けた提案をすることができる。	第10条 町は、個人情報を保護しなければならない。	
(町議会の責務)			(町民投票)	(委員の公募)
第11条	第11条 町議会は、町民を代表する議事機関として、本町の意思決定を行います。 2 町議会は、町による行政運営が適正かつ効率的に行われるよう監視します。 3 町議会は、議会活動に関する情報を町民にわかりやすく提供し、開かれた議会運営に努めます。	第11条 町長は、真鶴町の全体に係る重要事項について町民の意思を確認するため、別に条例を定めるところにより、町民による投票を実施することができる。 2 議会、町長及び執行機関は、町民投票の結果を尊重しなければならない。	第11条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募による委員を加えるよう努めなければならない。	
(町長の責務)			(町民からの公募)	(町民意見の公募)
第12条	第12条 町長は、町民の代表者として、この条例にのっとり、行政運営を行います。 2 町長は、町民の意向を適正に判断したまちづくりを推進します。 3 町長は、町職員の育成を図るとともに、適正に配置するよう努めます。	第12条 町長及び執行機関は、附属機関その他委員会等の委員を選任するに当たっては、法令に別の定めがある場合を除き、複数の委員を町民から公募するよう努めなければならない。	第12条 町は、重要な政策、計画等の策定に当たり、事前に案を公表し、町民の意見を聴き、政策等に反映させるとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものについては、この限りでない。	
(町職員の責務)			(条例の見直し)	(総合計画等)
第13条	第13条 町職員は、法令及び条例などを遵守するとともに、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 2 町職員は、職務の遂行に必要な知識、技術などの能力向上のため自己研さん努めます。	第13条 町長は、社会情勢の変化その他、この条例の見直しの必要性を認めた場合には、町民の意見を踏まえて施行の日から概ね4年を目途に見直しをすることができる。	第13条 町は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を、この条例に規定する基本理念にのっとり策定するものとする。 2 町は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。 3 町は、行政分野ごとの計画を策定する際は、総合計画に即して策定するものとする。	

	(情報の公開及び提供)	附 則	(行政評価)
第14条	第14条 町議会及び町は、別に条例で定めるところにより、保有する行政文書を公開するとともに、積極的にまちづくりに関する情報を提供するよう努めます。	この条例は、平成27年4月1日から施行する。	第14条 町は、行政課題及び町民のニーズに対応した効率的かつ効果的な町政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を町民に公表するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
第15条	(個人情報の保護)		(健全な財政運営)
第15条	第15条 町議会及び町は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、保護します。		第15条 町は、総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営を図るとともに、財政状況を町民に分かりやすく公表しなければならない。
第16条	(総合計画)		(他の地方公共団体との連携)
第16条	第16条 町は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画(以下「総合計画」といいます。)を、この条例に定める自治の基本理念にのっとり策定します。 2 町は、総合計画の進行管理を行い、その進捗状況をわかりやすく公表します。		第16条 町は、他の地方公共団体と共通する課題の解決及び友好親善を図るために、連携及び協力に努めるものとする。
第17条	(組織の編成)		(条例の位置付け)
第17条	第17条 町は、社会情勢の変化に柔軟に対応できる簡素で機能的な、町民にわかりやすい組織を編成し、効率的かつ効果的に組織を運営します。		第17条 町は、この条例を町の最高規範に位置付け、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。
第18条	(財政運営)		(条例の見直し)
第18条	第18条 町は、予算の編成及び執行において、財源を効率的かつ効果的に活用するとともに、健全で持続可能な財政運営を行います。 2 町は、財政状況に係る情報をわかりやすく公表します。		第18条 町長は、この条例の施行後、社会、経済情勢等の大きな変化が生じた場合は、町民を交えてこの条例を見直し、その結果を踏まえて、必要な措置を講じなければならない。
第19条	(行政改革)		附 則
第19条	第19条 町は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政改革大綱を策定し、行政改革を積極的に推進します。 2 町は、行政改革大綱及びその進捗状況を公表します。		この条例は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成22年11月30日条例第16号) この条例は、平成23年4月1日から施行する。
第20条	(行政評価)		
第20条	第20条 町は、総合計画に基づき行われる事業などについて評価を行い、その結果を公表します。 2 町は、前項の評価の結果を、まちづくりに反映させるよう努めます。		
第21条	(町民要望)		
第21条	第21条 町は、町民の要望、提案などに対し、誠実に応答するよう努めます。		
第22条	(意見聴取制度)		
第22条	第22条 町は、重要な計画などの策定に当たり、事前に案を公表し、町民の意見を聴き、計画などに反映させることを原則とし、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表します。		
第23条	(審議会など)		
第23条	第23条 町は、町が設置する審議会などの委員を選任する場合は、公募による町民を含めるよう努めます。 2 審議会などの会議は、正当な理由のない限り公開します。		
第24条	(公益通報)		
第24条	第24条 町職員は、公正な行政運営を妨げ、町民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実を通報します。 2 町は、前項の通報を行った町職員が不利益を受けないよう保障します。 3 公益通報に関して必要な事項は、別に定めます。		
第25条	(住民投票制度)		
第25条	第25条 町長は、本町に関する特別重要な事項について、住民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、条例を定め、住民投票を行うことができます。		
第26条	(国際観光地)		
第26条	第26条 町民、町議会及び町は、国際観光地であることを認識し、おもてなしの心にあふれるまちづくりに努めます。		
第27条	(広域連携)		
第27条	第27条 町は、他の自治体との連携及び協力を積極的に推進し、共通する地域課題の解決に努めます。		
第28条	(条例の見直し)		
第28条	第28条 町は、この条例について社会情勢の変化などにより見直しの必要が生じた場合は、町民の意見を広く聴取し、適切な措置を講じます。		
	附 則		
	この条例は、平成21年4月1日から施行します。		